楽寿園で思い出づくり

楽寿園 夏のイベント

浴衣や甚平で来園すると入園料無料!

三島夏まつり期間である8月15日(土)~17日(月)に、浴 衣または甚平で来園した人の入園料が無料になります。 楽寿園を通って、祭りでにぎわう三島の街中へ、おで かけください。

※8月17日(月)は、臨時開園します。

楽寿園の SL のヒミツ!

とき 8月21日金午前10時から ところ 郷土資料館南側 SL 展 示場

内容 SLが動く仕組みや、ど のように使われていたかなど を、実際にSLを見ながら分 かりやすく楽しく解説!



講師 一杉夏来さん(楽寿園 S L 整備ボランティア)

対象 小学生以上

申込み 8月20日休までに、楽寿園へ。

楽寿園のヒミツ!

とき 8月23日(日)午前10時から

ところ・対象 楽寿園駅 前口集合・小学生以上

内容 園内を見学しなが ら、ジオや楽寿園の歴 史について学ぶツアー



申込み 8月20日休までに、楽寿園へ。

Sound Party (サウンドパーティ)

とき 8月29日(土)午前11時~午後4時

ところ イベントステージ付近

内容 スタジオ〇&Kによるアコースティックライブ

8月21日金は県民の日協賛デー

当日は、楽寿園の入園料が無料です。

問合せ 楽寿園 (☎975-2570)

環境と家計に優しい運転

エコドライブを心掛けましょう

エコドライブとは

エコドライブは、急発進を控え、アイドリングスト ップを行うなど、環境に配慮した自動車の運転方法で す。エコドライブを心掛けることで、地球温暖化の原 因となる二酸化炭素の排出を抑えることができます。

エコドライブの効果

さる6月28日(日)、東部運転免許センターで、エコド ライブ講習会が行われました。自動車に燃費計を付け、 タブレットによりリアルタイムでガソリンの消費を見 ながら、受講前の普段の運転とエコドライブ講習後の 運転を比べました。その結果、普段の運転に比べ、受 講後のエコドライブは、受講者14人の平均で、約26% の燃費が改善され、二酸化炭素の排出量は約22%減少 しました。

このように、エコドライブは、環境だけでなく、家 計にも優しい運転です。皆さんも車を運転する際は、 次の点に注意して、エコドライブを実践してください。

エコドライブの注意点

- ○運転姿勢 ▶深くシートに腰かける▶ブレーキを踏 んでも膝にゆとりが生まれるようにシートを調整す る▶ハンドルの天辺を持ったときに、肘にゆとりが 生まれるように背もたれを調整する
- ○クリープ現象を利用し、ゆっくりとアクセルを踏み 発進する。
- ○ブレーキ操作やアクセル操作が頻繁にならないよう に、先を予測しながら、十分な車間距離を取る。
- ○停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離 し、エンジンブレーキで減速する。
- ○待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際 には、エンジンをかけたままにしない。

問合せ 環境政策課

(2647)



出店やワークショップでお手伝い体験などをして、駄 菓子と交換できるお金(ゑびす券)を集めよう!働く意 欲やお手伝いをする喜びを楽しく学ぶイベントです。

とき 8月23日(日)午前10時~午後3時30分

ところ 三嶋大社境内、ゑびす参道(歩行者天国)、 大社の杜みしま

内容

- ▶出店でのお手伝い体験
- ▶ワークショップ、ペタンク体験、はたらく車など
- ▶司会進行のお手伝いなどミニコンサート運営
- ▶いろいろなお店を店員としてお手伝いできる「チビッ コあきんど体験」※事前申し込み、先着順
- ▶富くじ、三世代交流ゾーン、だがしやマーケットなど



▲昨年の様子 いろいろな体験をしてみよう!

申込み・問合せ 街中だがしや楽校運営協議会・遠藤 さん (☎975-0340)、商工観光課 (☎983-2655)

パブリック・コメントを実施します

案件名(案) 三島市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する条例

内容 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(いわゆる番号法)が平 成25年5月に制定され、住民票を有するすべての個 人に付番される12桁の個人番号の利用が平成28年1 月から順次開始されることに伴い、本市の事務にお ける個人番号の利用の仕方について具体的に定めよ うとするもの

募集期間 9月2日(水)~10月1日(木)

入手方法 募集期間中に市役所情報公開コーナー、政 策企画課、生涯学習センター、北上文化プラザ、中 郷文化プラザ、錦田公民館、坂公民館および市ホー ムページのパブリック・コメントコーナーで取得

応募方法 直接、郵送、FAX、電子メールのいずれ かで政策企画課 (〒411-8666北田町4-47、FX973 -5722、⊠ seisaku@city.mishima.shizuoka.jp)

問合せ 政策企画課 (☎983-2698)

案件名(案) 三島市中小企業振興基本条例

内容 三島市中小企業振興基本条例とは、市内の中小 企業が果たす重要性をかんがみ、中小企業の振興に 関し基本となる理念等を定めると共に、総合的な施 策を推進することで、本市経済の発展と市民生活の 向上に寄与することを目的として制定する条例

募集期間 8月20日(木)~9月18日(金)

入手方法 募集期間中に市役所情報公開コーナー、商 工観光課、生涯学習センター、北上文化プラザ、中 郷文化プラザ、錦田公民館、坂公民館および市ホー ムページのパブリック・コメントコーナーで取得

応募方法 直接、郵送、FAX、電子メールのいずれ かで商工観光課 (〒411-8666北田町4-47、FAX983 -2754, ⊠ syoukou@city.mishima.shizuoka.jp)

問合せ 商工観光課 (☎983-2655)

パブリック・コメント制度 市が基本的な政策などを策定する場合、皆さんからその案に対する意見を聞き、 その意見を考慮して最終的な案を決定し、内容を公表するとともに、提出された意見に対する行政の考え方 を併せて公表する制度

問合せ パブリック・コメント制度については行政課(**☎**983-2615) へ。